

## GI申請アドバイスの利用にあたりご理解いただきたいこと

一般社団法人食品需給研究センター

地理的表示保護制度推進事業（本事業）における申請アドバイスの利用にあたり、相談者にご理解いただきたいことを以下に記します。

1. 一般社団法人食品需給研究センターは、農林水産省食料産業局の補助により、地理的表示保護制度推進事業を実施しています。本事業では、地理的表示保護制度（略称「GI制度」）の推進を目的に、弊会内に「地理的表示保護制度 中央相談窓口（愛称：GIサポートデスク）」を設置するとともに、全国ブロック単位にブロック統括アドバイザーおよびアドバイザーを配置しています。相談者は無償でアドバイスを利用することができます。
2. 弊会は、本事業において相談者の利益や事情に配慮したアドバイスを実施するよう心がけますが、相談者がアドバイスを利用することにより、申請後の登録を保証するものではありません。
3. 弊会は、相談者からお預かりした個人情報をはじめとする情報を、あらかじめ同意を得ることなく、第三者に提供いたしません。ただし次の場合には、お預かりした情報をことわりなく第三者に提供する場合があります。
  - (1)法令に基づく場合
  - (2)国の機関や地方公共団体などが法令上の事務を遂行する場合
  - (3)人の生命、身体、財産の保護のために必要であって、本人様の同意を得ることが難しい場合
  - (4)利用目的の達成に必要な範囲内において、業務委託先（地域ブロック支援窓口のアドバイザー）および関係する行政機関（農林水産省及び農政局等）の担当部局と情報共有する場合
4. 本事業をとして知り得た情報については、みだりに第三者に提供されることがないように、適正な情報管理の努力をいたします。その努力にも関わらず、過失や不可抗力により情報漏えいが発生した場合、それによる損失の補償はしかねます。